

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の予備免許に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣が申請者に対し無線局の予備免許を与える際に指定する事項は、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数、実効輻射電力、運用許容時間並びに工事落成の期限である。
- 2 無線局の予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来たすものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（電波法第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 無線局の予備免許を受けた者から、電波法第8条（予備免許）の規定により指定された工事落成の期限（その期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は無線局の免許を拒否しなければならない。

A－2 次の記述は、船舶の無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A 。
- ② 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により B に変更があったときは、変更後 B は、 A 。
- ③ ①及び②により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者	届け出
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を運行する者	申し出て検査を受け
3 免許人の地位を承継する	船舶を運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	船舶を所有する者	申し出て検査を受け

A－3 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる B に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第6号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、 C その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	免許の有効期間
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信若しくはふくそう	免許の有効期間
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信若しくはふくそう	無線局の無線設備の工事設計
4 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の利用状況	無線局の無線設備の工事設計

A－4 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 C 以下のもの
- (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を D もの
- (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
- (6) 標準周波数局において使用されるもの
- (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- (8) その他総務大臣が別に告示するもの

A	B	C	D
1 許容偏差の2分の1	26.175MHz以下の	25ワット	定期的に測定されることとなっている
2 許容偏差の4分の1	26.175MHzを超える	25ワット	随時測定し得る
3 許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	10ワット	随時測定し得る
4 許容偏差の4分の1	26.175MHz以下の	10ワット	定期的に測定されることとなっている

A－5 次に掲げる事項のうち、海上移動業務の無線局に従事する無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合に該当するものはどれか。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。
- 2 免許証を失ったために再交付を受けた後、失った免許証を発見したとき。
- 3 船舶局無線従事者証明が失効したとき。
- 4 日本の国籍を有しない人となったとき。
- 5 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれに基づく処分に違反したため、総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されたとき。

A－6 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）に規定するところにより主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、主任無線従事者を選任 B に無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ③ 免許人は、②の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ④ ②及び③にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 操作の監督	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
2 操作の監督	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	3年以内
3 操作及び運用	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
4 操作及び運用	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内

A－7 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

A－8 次の掲げる事項のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 4 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合

A－9 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、デジタル選択呼出装置を使用して B を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
(1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
(2) 呼出し又は応答を行う場合
(3) C を送信する場合
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 D 以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	2,182kHz	遭難通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	1分
2	2,182kHz	遭難通信、緊急通信又は安全通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	3分
3	2,187.5kHz	遭難通信、緊急通信又は安全通信	準備信号	1分
4	2,187.5kHz	遭難通信	準備信号	3分

A－10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては5分以内に応答するものとする。
- ② ①の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A
- (2) 相手局の識別信号
- (3) 通報の種類
- (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式
- (6) 通報の周波数等
- (7) 終了信号
- ③ ②の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を②の B で明示するものとする。
- ④ ②の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、②の(6)の「通報の周波数等」に C を明示するものとする。

A	B	C
1 呼出しの種類	(5)の「通報の型式」	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2 呼出しの種類	(3)の「通報の種類」	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 呼出しであることの表示	(5)の「通報の型式」	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4 呼出しであることの表示	(3)の「通報の種類」	自局の希望する代わりの電波の周波数等

A－11 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 遭難周波数の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A－12 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 遭難通信とは、船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

A－13 衛星非常用位置指示無線標識の通報等を受信した無線局のとりべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7及び第171条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－14 総務大臣が無線局の免許を取り消さなければならないときに関する次の事項のうち、電波法（第75条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- 2 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
- 3 免許人が電波法第5条（欠格事由）第1項、第2項及び第4項の規定により無線局の免許を受けることができない者となったとき。
- 4 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、これらの命令又は制限に従わないとき。
- 5 免許人が、不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

A－15 次の記述は、無線局の免許状及び無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局に備え付けておかなければならない免許状は、 A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により、船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
4 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯

A－16 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **A** 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び **B** 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。）の免許人から、①により総務大臣が通知した **C** までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び **B** 並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、省略することができる。

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 総務省令で定める時期ごとに	員数	期日の1月前
2 毎年1回	員数	期日
3 毎年1回	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の1月前
4 総務省令で定める時期ごとに	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日

A－17 次に掲げる事項のうち、航空局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならないものに該当しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- 2 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- 3 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実

A－18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反の通告に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた管理機関、局又は検査官は、これをその属する主管庁に報告しなければならない。
- 2 主管庁は、その管轄の下にある局が行った国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15.1号（不要な伝送の禁止等））の違反に関する情報を知った場合には、その事実を確認し、必要な措置をとらなければならない。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、これを違反した者の属する主管庁に報告しなければならない。
- 4 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。

A－19 無線通信の秘密等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第 1 7 条、第 1 8 条及び第 4 6 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
- 3 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、公衆の一般的利用を目的とする無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを実行可能な場合には記載していなければならない。
- 4 船舶局を有する船舶の指揮者又は責任者は、無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得られる何らかの情報を知り得るすべての者と同様に、通信の秘密を遵守し、これを確保する義務を負う。

A－20 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMD S S）における遭難警報及び遭難呼出しについて述べたものである。無線通信規則（第 3 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報は、一般通信チャネルで A 、若しくは地球から宇宙向けの衛星 E P I R B 用に留保した専用の遭難及び安全のための周波数のいずれかによって衛星経由で送信され、又はデジタル選択呼出しのため MF、HF 及び VHF 帯において定められた遭難及び安全のための周波数で送信されなければならない。
- ② 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く通報は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。
- ③ MF、HF 及び VHF 帯の遭難及び安全のための周波数で送信される遭難警報又は遭難呼出しを受信するすべての局は、 B 、引き続いて行われる遭難通信に備えなければならない。
- ④ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 C にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

A	B	C
1 他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる伝送も中止し	船舶の指揮者又は責任者
2 他の通信と区別することなく自動接続で	遭難通信に混信を生じさせるおそれのあるいかなる伝送をも直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
3 絶対的優先順位をもって	いかなる伝送も中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4 絶対的優先順位をもって	遭難通信に混信を生じさせるおそれのあるいかなる伝送をも直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者

B－1 海上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注1）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注1 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

イ 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。

ウ 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

エ 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が受ける変更検査（電波法第18条の検査をいう。）は、当該検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注2）又は登録外国点検事業者（注3）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

3 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

オ 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

B－2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D		デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	
F 7 X	角度変調で周波数変調		その他のもの
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	
J 3 E		アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

- 1 振幅変調で独立側波帯

3 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

5 アナログ信号である2以上のチャネルのもの

7 電信（自動受信を目的とするもの）

9 振幅変調で低減搬送波による単側波帯
- 2 振幅変調で両側波帯

4 ファクシミリ

6 デジタル信号である2以上のチャネルのもの

8 電信（聴覚受信を目的とするもの）

10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯

B－3 次の記述は、無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第36条から第38条まで並びに別表第2号及び別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には同じ字句が入るものとする。

- ① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。
- (1) ア
- (2) どうぞ
- ② 無線電話通信において通報を確実に受信したときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信するものとする。
- (1) 相手局の呼出符号（又は呼出名称） 1回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出符号（又は呼出名称） 1回
- (4) イ 1回
- (5) 最後に受信した通報の番号 1回
- ③ 国内通信を行う場合においては、②の(5)に掲げる事項の送信に代えて ウ 1回を送信することができる。
- ④ エ においては、②の(1)から(3)までに掲げる事項の送信を省略することができる。
- ⑤ 通信が終了したときは、 オ を送信するものとする。ただし、 エ においては、これを省略することができる。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 1 受信しましたか。 | 2 こちらは、そちらに送信するものではありません。 |
| 3 「了解」又は「OK」 | 4 「ありがとう」 |
| 5 受信した通報の通数を示す数字 | 6 自局の呼出符号（又は呼出名称） |
| 7 海上移動業務以外の業務 | 8 海上移動業務 |
| 9 「さようなら」 | 10 「通信終了」 |

B－4 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- イ 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- ウ 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- オ 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

B－5 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これら警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- イ 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における無線電話の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- ウ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる。
- エ デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始しなければならない。
- オ 無線電話の遭難信号は、フランス語の「p a n n e」のように発音する「PAN PAN」の語から成る。